

納税者と税務署の追いかっこ ～納税義務者のお話～

今回は相続税及び贈与税の納税義務者のお話です。

納税義務者は次の4つに分類されます。

相続税の納税義務者は次の～、贈与税の納税義務者は次の～になります。

居住無制限納税義務者

財産を取得したときに日本に居住している人です。

非居住無制限納税義務者

財産を取得したときに日本に居住していない日本国籍を持った人です。

(財産をあげた人・もらった人共に5年超国外に住んでいれば除かれます)

制限納税義務者

財産を取得したときに日本に居住していない人です。(～に該当する人を除きます)

特定納税義務者(相続の場合のみ)

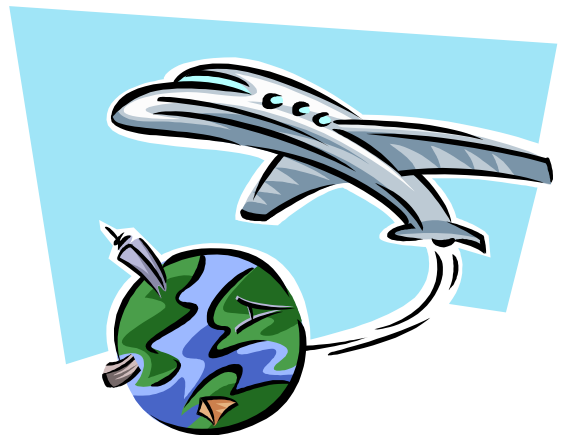
相続時精算課税の適用を受けて財産を取得した人です(～に該当する人を除きます)

又は～に該当する場合には相続や遺贈又は贈与でもらった財産の全てが課税されます。～に該当する場合には相続や遺贈又は贈与でもらった財産のうち日本にあるもののみが課税されます。そうすると～と～をわざわざ分ける必要はないのではないかと思うかもしれませんが、そこに納税者と税務署の追いかっこがありました。

昔は～の規定はなく、国外で居住している人に国外の財産が相続・贈与された場合には課税されませんでした。そこで考えだされたのは子供と財産を国外に出してしまっ、そこで贈与をしようというスキームでした。そんなことする人はいるのかという方のために実際にあった方法を紹介します。実は結構有名な話で、新聞も賑わせました。

日本の会社の株主でもある役員がが国外に法人を作り、そこに日本の会社の株式を移します。同時に子供を海外で居住させ、その海外の法人の株式を贈与する。そうすれば日本に居住していない子供に国外の財産を贈与することになるので課税はされない。こんな方法でした。

最近通信や輸送の技術が発展し、グローバル化も進んでいますので簡単に思えますが、当時はなかなか難しかったのではないのでしょうか。そこまでして税金を納めたくない納税者、そうはなるものかと税務署。そこで～の規定が誕生したという背景があります。



ちなみに上記のスキームは～の規定が出来る前(～の規定が出来そうだとということで行ったものでした)なので原則として課税はされないはずなのですが、税務署は贈与税の納税義務があるとして贈与税を課税してきました。それは納得がいかないと裁判となり、1審の地裁では納税者の勝訴となり課税は取り消されたのですが・・・。2審の高裁で出た判決は納税者の敗訴というものでした。実質的に居住していたのが日本だと判断され課税は正当という結論でした。最高裁の判断が注目されます。

良い方法を考えたといってウサギさんになってしまうといつのまにかカメさんに追い抜かれてしまいます。